

鷹栖町水道事業財政計画

(令和4年度～令和8年度)



鷹栖町建設水道課

管理係

目 次

I	財政計画の策定にあたって	……	1 - 3
II	事業計画	……	4 - 5
III	財政収支計画	……	6 - 8
IV	財政状況の見通し	……	9
V	料金体系	……	10
VI	資料	……	11 - 20
	資料 1.	水道料金算定要領	
	資料 2.	水道料金の変遷	
	資料 3.	業務の予定量の推移	
	資料 4.	収益的収支の推移	
	資料 5.	建設改良費の推移	
	資料 6.	企業債残高の推移	
	資料 7.	企業債償還元金及び償還利息の推移	
	資料 8.	給水原価と供給単価の推移	
	資料 9.	水道用語解説	

I 財政計画の策定にあたって

1. 策定の背景と目的

本町水道事業を取り巻く経営環境は、宅地造成に伴う給水人口の増加により、年々水需要が増加していましたが、平成20年ごろより給水人口の減少や節水機器の普及、企業における節水意識の高まり等により、水需要が減少し、水道料金も減収となっています。

一方、第3次拡張時に整備した水道施設が法定耐用年数を迎えるなど、施設の老朽化も進んでおり、今後、事業費の増加が見込まれています。

水道事業は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な運営を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与しなければなりません。また、水道事業は、「地方公営企業」として経営されているため、事業運営に必要な経費は水道料金で賄う独立採算制を原則としています。

よって、水道事業の健全な運営の確保、および、公平妥当な水道料金を算定するために、中期的な視点に立った将来の財政的な見通しを推計する必要があることから、5か年の「鷹栖町水道事業財政計画」を策定しているところです。

なお、本計画は、「鷹栖町水道事業第3次拡張計画」の下位に位置づけし、「鷹栖町上下水道事業審議会」の答申を十分に尊重し策定します。

2. 名 称

この計画は「鷹栖町水道事業財政計画」と称します。

3. 計画期間

計画期間は、令和4年度～令和8年度の5か年間とします。

4. 策定の基本方針

- (1) 給水人口、水需要等の推計値については、過去5か年の実績を基本として推計しました。
- (2) 収益的収支については、消費税率の影響を排除して損益を把握すべく、「消費税抜き」の数字としました。資本的収支については、資金繰りを把握すべく、「消費税込み」の数字としました。なお、計画期間の消費税率については10%で積算しました。
- (3) 水道料金については、給水件数、水需要等の推計値に基づき、現行の基本料金、超過料金（消費税抜きの金額）、また、施設減免により算出しました。
- (4) 原水浄水費の負担金については、水処理負担金の過去数箇年の実績を基本として推計しました。
- (5) 配水給水費の修繕費については、施設の経過年数や状況等を把握した中で突発的な

水道管破損に必要なと思われる金額を見込みました。

- (6) 総係費の人件費については、現行の職員数で積算しました。
- (7) 減価償却費については、既存資産に係る減価償却費を計上しました。
- (8) 資産減耗費については、過去3か年の実績を基本として推計しました。
- (9) 建設改良事業については、平成27年度に実施した「ダウンサイジング検討委託」「幹線配水管複条化検討委託」「鋳鉄管腐食度調査」、令和元年度に見直した「配水管更新基本計画策定業務委託」により、水道施設の現状を把握し、計画的、効率的な事業を行うこととしました。

5. 事業の現状

(1) 事業の沿革

開村当時は、浅井戸(個人用)を飲料水として使用していましたが、水質の悪さに加え滅菌設備もなく、昭和36年に232名の赤痢患者が発生しました。

村では安全な水の供給を行うため表面水・地下水などを調査しましたが、有効な水源が見つからず、昭和41年に旭川市からの分水という形で1日最大給水量645m³、計画給水人口4,300人の簡易水道事業を、村の中心部で開始しました。

昭和44年(町制施行)に第1次拡張として、区域拡張、計画給水人口4,600人とし、さらに昭和53年に第2次拡張として、計画給水人口5,000人とし、1日最大給水量1,390m³となりました。

しかし、依然として未給水区域が多く、慢性的な水不足に悩まされ、区域拡張が強く望まれていました。

その後、旭川市東鷹栖浄水場系統の配水池が標高149.9mの春光台から標高165.2mの三角台へと移動したことにより、鷹栖町全域へ給水可能となりました。昭和54年に第3次拡張として、区域拡張、計画給水人口10,000人とし、さらに昭和61年に供用開始となる下水道事業にも対応できるよう1日最大給水量3,333m³とし、現在にいたっています。

水利権については、愛別ダム(昭和53年/道事業)建設に参加し、昭和61年に建設大臣より3,222m³の水利使用許可を受けました。昭和63年からは、旭川市との水処理協定により共同処理を行っています。

平成11年には、旭川市・鷹栖町の水道用水および旭川市の防火用水として、共同取水施設建設に参加し、取水位置(旭川市末広東2条7丁目6162番地先、石狩右岸)が上流約4km(旭川市東鷹栖1線15号地先、石狩川右岸)に移設されました。

平成18年には、今後の配水の安定供給のため三角台配水池を増設しました。

(2) 料金改定の変遷

現行の料金体系は平成6年度に設定しました。平成9年度に消費税税率改定(3%→5%)に伴い料金改定をしています。料金算定期間は、平成6年度から平成10年度の5か年計画でした。

平成11年度に料金改定を予定していましたが、介護保険導入など住民負担の増加を

懸念し見送りました。

平成14年度に水道料金審議会の答申をもとに料金を改定しました。この料金算定期間は、平成14年度から平成18年度の5か年計画でした。

平成19年度に水道料金審議会の答申をもとに料金を改定しました。この料金算定期間は、平成19年度から平成23年度の5か年計画でした。

平成24年度に料金改定を予定し、水道料金審議会を開催しましたが、答申内容により料金改定は行いませんでした。

平成26年度に消費税税率改定(5%→8%)に伴い、料金改定をしています。

平成29年度に料金改定を予定し、水道料金審議会を開催しましたが、答申内容により料金改定は行いませんでした。

令和元年度に消費税税率改定(8%→10%)に伴い、料金改定をしています。

令和4年度に料金改定を予定し、水道料金審議会と下水道使用料審議会を統合した上下水道事業審議会を開催しましたが、答申内容により水道料金の改定は行いませんでした。

詳細は資料2参照

(3) 事業の現状

事業運営面では、シンフォニータウン造成により給水人口が増加し給水収益が一時的に増加しましたが、年々減少する給水人口、一般家庭における節水意識の高まりや節水機器の普及・高性能化、企業における厳しい経済状況を背景にした経営の効率化により料金収入が減少し始めています。

また、ブロック管網や漏水調査により有収率を向上させ水処理負担金の減少に努めていますが、末端給水における水質の安定化や冬季間における橋の添架管凍結防止のために計画排水を実施していることにより、有収率が減少傾向となっています。

なお、資本的支出では、道々の道路改良に伴う水道管の布設替工事が減少したことから、事業費が大幅に削減されていること、また、企業債の償還元金の返済も年々減少していることから、資本的支出の事業を行うための補填財源(内部留保資金)は増加傾向でありましたが、老朽管更新や幹線配水管複条化の財源として充てていきます。

II 事業計画

1. 業務の予定量

区分	単位	財政計画期間				
		R4	R5	R6	R7	R8
① 計画給水人口	人	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
② 行政区域内人口	人	6,619	6,546	6,474	6,403	6,333
③ 年度末給水人口	人	6,501	6,442	6,384	6,327	6,270
④ 普及率 ③/②	%	98.2	98.4	98.6	98.8	99.0
⑤ 年間配水量	m ³	712,228	711,516	710,804	710,093	709,383
⑥ 1日平均配水量	m ³	1,951	1,949	1,947	1,945	1,944
⑦ 年間有収水量	m ³	603,160	601,290	599,426	597,568	595,716
⑧ 1日平均有収水量	m ³	1,652	1,647	1,642	1,637	1,632
⑨ 有収率 ⑦/⑤	%	84.69	84.51	84.33	84.15	83.98
⑩ 損益勘定職員数	人	1	1	1	1	1
⑪ 資本勘定職員数	人	1	1	1	1	1

1) 行政区域内人口

直近5年の平均減少率による。

2) 年度末給水人口

直近5年の平均減少率による。

3) 年間配水量

直近5年の平均減少率に漏水修繕による漏水の減少（2.0%）を見込んだ水量による。

4) 年間有収水量

直近5年の平均減少率による。

5) 有収率

現在の有収率である83%～84%で推移すると予測していますが、今後、耐用年数の過ぎた老朽管による漏水量は不明な状況です。

※昭和50年代の水道管が耐用年数を超過し、昭和60年代の水道管が耐用年数を迎えます。

2. 建設改良事業 資本的支出

1) 老朽管更新事業（事業費 150,000千円）

30,000千円/年程度の事業費を見込みます。工事費は負担金及び内部留保資金で賄います。

2) 幹線配水管複条化事業（事業費 200,000千円）※総事業費 232,400千円

三角台配水池から約1,470mの幹線管（φ400mm）を複条化します。新たに布設する管はφ300mmの耐震管を予定しています。工事費は内部留保資金で賄います。

3) 道路改良工事などに伴う布設替工事(随時)

今計画期間内の予定はありません。実施する場合の工事費は補償金及び内部留保資金で賄います。

4) 愛別ダム・永山取水施設・石狩川浄水場の更新工事(事業費 40,000千円)

現段階で把握できているものは負担金として計上していますが、事業費が不明の年度については推定で費用を計上しています。

3. 管理事業

1) 収益的管理事業

事業費 763,033千円

事業内容 原水浄水費：石狩川浄水場への水処理負担金など
配水給水費：水道使用料検針委託料、漏水調査委託料、修繕など
総 係 費：人件費、通信運搬費など
そ の 他：減価償却費、資産減耗費、消費税など

2) 資本的管理事業

事業費 47,236千円

事業内容 人件費、材料費など

3) 企業債の返済

事業費 126,810千円

事業内容 収益的支出：利子 16,826千円 資本的支出：元金 109,984千円

Ⅲ 財政収支計画

○ 基本的な考え方

- ・水道料金算定要領に基づき総括原価方式をベースとします。
- ・財政計画期間の営業費用、資本費用を推計値等に基づき算定します。収入についても同様に推計値を用いて算出します。
- ・資本費用に必要な財源は、内部留保資金で賅うこととします。

1 総括表

●収益的収支（消費税抜き）

（単位：千円）

	決算	財政計画期間				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収入 A	182,381	179,002	174,943	174,143	173,291	172,389
収益的支出 B	148,587	161,172	155,448	154,935	154,412	153,892
収 支 C (A-B)	33,794	17,830	19,495	19,208	18,879	18,497

●資本的収支（消費税込み）

（単位：千円）

	決算	財政計画期間				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
資本的収入 A	17,358	17,843	15,431	15,480	15,529	15,375
資本的支出 B	93,562	111,903	145,799	162,635	134,107	141,295
収 支 C (A-B)	△ 76,204	△ 94,060	△ 130,368	△ 147,155	△ 118,578	△ 125,920

●損益勘定留保資金

	決算	財政計画期間				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
前年度繰越額 ①	231,795	252,955	240,844	196,383	135,205	102,686
当年度発生額 ②	97,364	81,949	85,907	85,977	86,058	86,138
当年度取崩額 ③	76,204	94,060	130,368	147,155	118,578	125,920
翌年度繰越額 ①+②-③	252,955	240,844	196,383	135,205	102,686	62,904

C の補填財源 D=③	76,204	94,060	130,368	147,155	118,578	125,920
-------------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

財源不足額 C+D	0	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---	---

2 収益的収支の明細 (消費税抜き)

(1)収益的収入

(単位:千円)

		決算	財政計画期間				
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
営業 収益	給水収益	144,635	142,447	142,003	141,560	141,118	140,678
	他会計負担金(下水道事務)	5,690	5,690	5,690	5,690	5,690	5,690
	その他営業収益	613	503	503	503	503	503
営業 外 収益	★他会計補助金	2,132	2,028	1,853	1,853	1,853	1,853
	長期前受金戻入	24,690	24,984	21,544	21,187	20,777	20,315
	その他営業外収益	4,621	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350
合 計		182,381	179,002	174,943	174,143	173,291	172,389

※ ★は一般会計からの繰入金を予定しています。

(2)収益的支出

(単位:千円)

		決算	財政計画期間				
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
営業 費用	負担金	30,696	31,547	31,517	31,487	31,458	31,428
	委託料	8,365	16,140	11,772	11,772	11,772	11,772
	修繕費	2,207	5,000	3,264	3,264	3,264	3,264
	人件費	8,988	9,481	9,135	9,135	9,135	9,135
	減価償却費	79,944	79,609	79,609	79,609	79,609	79,609
	資産減耗費	3,947	5,446	4,299	4,299	4,299	4,299
	その他営業費用	4,015	5,452	7,034	7,034	7,034	7,034
営業 外 費用	企業債の支払利息	4,790	4,329	3,856	3,373	2,879	2,389
	雑支出	5,635	4,168	4,962	4,962	4,962	4,962
合 計		148,587	161,172	155,448	154,935	154,412	153,892

3 資本的収支の明細 (消費税込み)

(1)資本的収入

(単位:千円)

	決算	財政計画期間				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
企業債償還負担金★	2,097	2,143	2,191	2,240	2,289	2,135
児童手当負担金☆	0	240	240	240	240	240
消火栓更新負担金☆	2,937	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
老朽管布設替負担金★	9,864	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
備品購入負担金★	2,460	2,460	0	0	0	0
合計	17,358	17,843	15,431	15,480	15,529	15,375

※ ☆は一般会計からの基準内繰入金を予定しています。

★は一般会計からの基準外繰入金を予定しています。

(2)資本的支出

(単位:千円)

	決算	財政計画期間				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
建設事業費	9,575	3,922	8,891	8,891	8,891	8,891
負担金	9,575	3,922	8,891	8,891	8,891	8,891
改良事業費	83,987	107,981	136,908	153,744	125,216	132,404
委託料	0	0	36,300	0	0	0
工事請負費	51,471	75,289	69,700	122,352	93,330	102,062
材料費	1,308	330	546	546	546	546
人件費等	7,770	8,462	7,950	7,950	7,950	7,950
固定資産購入費	2,460	2,460	500	500	500	500
企業債の償還元金	20,978	21,440	21,912	22,396	22,890	21,346
合計	93,562	111,903	145,799	162,635	134,107	141,295

—参考—

(単位:千円、%)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
企業債の年度末残高	220,181	198,741	176,829	154,433	131,543	110,197
企業債償還元金対料金収入比率	14.50	15.05	15.43	15.82	16.22	15.17

用語の説明

「企業債償還元金対料金収入比率」…水道料金収入に対する企業債償還元金の割合を表す。(企業債の償還元金÷水道料金収入で求められる。)この数値が大きいほど償還金負担が経営の圧迫要因になっていることを示す。よってこの数値は小さければ小さいほど良い。

IV 財政状況の見通し

1 収益的収支

収益的収入の約80%を占める給水収益については、現行の料金体系で算定しています。また、給水人口の減少、節水型社会の進展などから当面は減収していくと見込まれます。

令和4年度からは社会福祉施設等の減免により、毎年度約950千円の減収を見込んでいます。

他会計負担金(下水道事務)は下水道人口が現状と大きく変わらないと見込まれることから、単年度569万円で算定しています。

他会計補助金は水道料金システム保守点検に掛かる経費に基づいて算定しています。

また、収益的支出については、給水量は減少していきますが、配水施設の経年化により漏水の増加が見込まれるため、水処理費用は一定で算定しています。減価償却費についても、老朽化施設の更新が促進されるため、一定で見込んでいます。企業債利息については、企業債残高の減少により年々減少していくことが見込まれます。

2 資本的収支

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、内部留保資金をもって補填していきます。内部留保資金については毎年度、約9,000万円が新たに発生し、約12,000万円が取り崩される見込みです。内部留保資金残高は減少傾向となっています。老朽管更新事業や消火栓更新事業に毎年度1,300万円の工事負担金、また、起債償還元金の10%を負担金で見込んでいます。

毎年度発生する内部留保資金のみでは、法定耐用年数を経過する水道施設の計画的な更新や基幹管路の複条化などの建設改良事業が困難になることから、法定耐用年数での更新から実使用年数に基づいた更新へシフトした計画を策定していき、収益的収支の更なる改善に取り組むとともに、企業債の計画的な借入も検討していく必要があります。

3 今後の対応

本財政計画期間中は、現行水道料金を維持した中で、収益的収支の改善や実使用年数に基づいて効率的な設備投資を進めていきます。

また、法定耐用年数を経過する水道施設が増えており、施設の更新を促進していく必要があるため内部留保資金の現状を把握し、資本的収入における企業債の適正な活用を検討していきます。

V 料金体系

「Ⅲ. 財政収支計画」で算出されたとおり現行料金で算定期間内を賄うことができますので、現行料金を維持します。料金体系も現行のままとします。

ただし、算定期間内において消費税率が引き上げられる場合は、税率上昇分を現行料金に加えたものを新しい水道料金とします。

(税抜き)

区分	基本料金		超過料金
	m ³	円	円 / m ³
家事用	8 m ³ まで	1,760	220
家事用以外	8 m ³ まで	1,760	9 ~ 20 m ³ 220
			21 ~ 50 m ³ 249
			51 m ³ 以上 268
臨時用	10 m ³ まで	6,380	440
農事組合等会館用	年 額	3,240	220

- 1 家事用とは、通常生活のために使用する飲料水、炊事、洗濯、入浴等に使用する場合です。
- 2 家事用以外とは、上記「家事用」以外の営業用として使用する場合及び官公庁、団体等が使用する場合で、臨時的に使用する場合、農事組合等会館用で使用する場合を除きます。

VI 資 料

資料 1. 水道料金算定要領（日本水道協会）

策定 昭和42年 7 月
最終改定 平成27年 2 月

1. 総 則

(1) 本 旨

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

2. 総括原価

(1) 基本原価

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

(2) 料金算走期間

料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。

(3) 営業費用

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

イ 人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算定した額とする。

特に、退職給付費等は職員の年齢構成の実態等をもとに合理的に見積もらなければならない。

ロ 薬品費

薬品費は給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ハ 動力費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

ニ 修繕費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ホ 受水費

受水費は、受水計画に基づき適正に算定した額とする。

ヘ 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則

として定額法により算定した額とする。

ト 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

チ その他維持管理費

通信運搬費、委託料及び手数料等のその他維持管理費は、過去の実績、将来の事業計画及び個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

リ 控除項目

諸手数料その他事業運営にともなう関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

(4) 資本費用

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。

イ 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額とする。

なお、受取利息等関連収入は、これを控除しなければならない。

ロ 資産維持費

資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

(5) 経営効率化計画

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、経営効率化計画を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。

3. 料金体系

(1) 一般原則

イ 個別原価主義

料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括減価と一致するものでなければならない。

ロ 特別措置

(イ) 各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需要の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配布しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。

(ロ) 従量料金については、給水需要の実情等により適正な区画を設けて、逦増料金制をとることができる。

(2) 経過措置

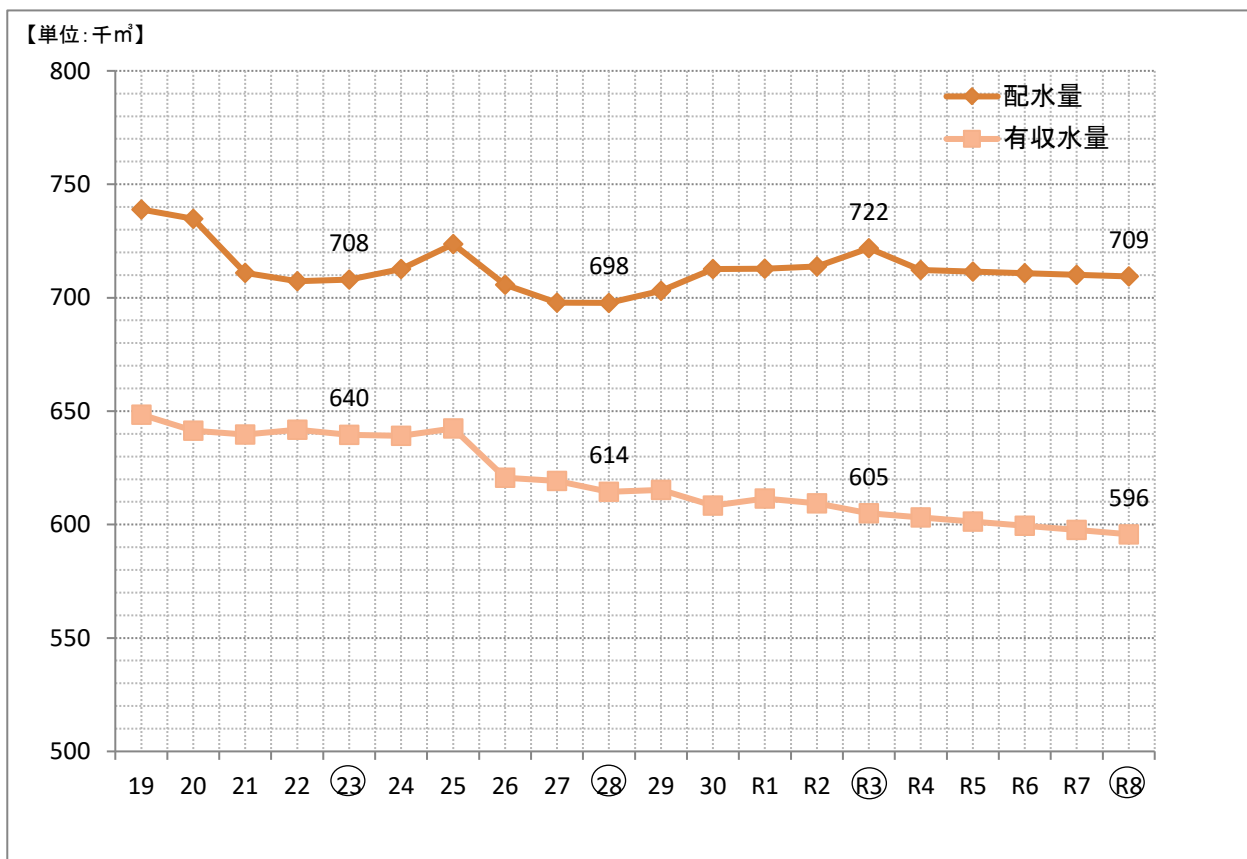
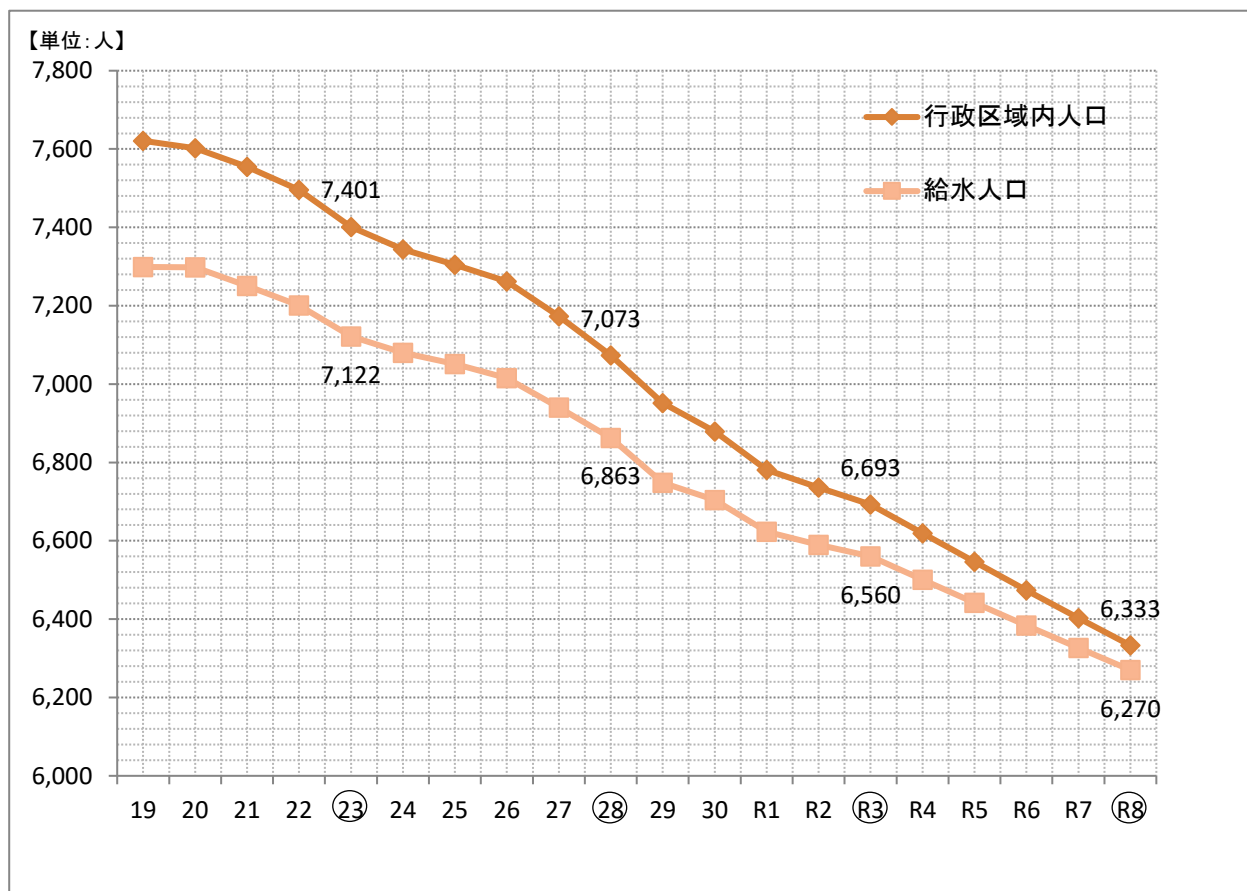
本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる。なお、用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。

資料 2. 水道料金の変遷（税込み）

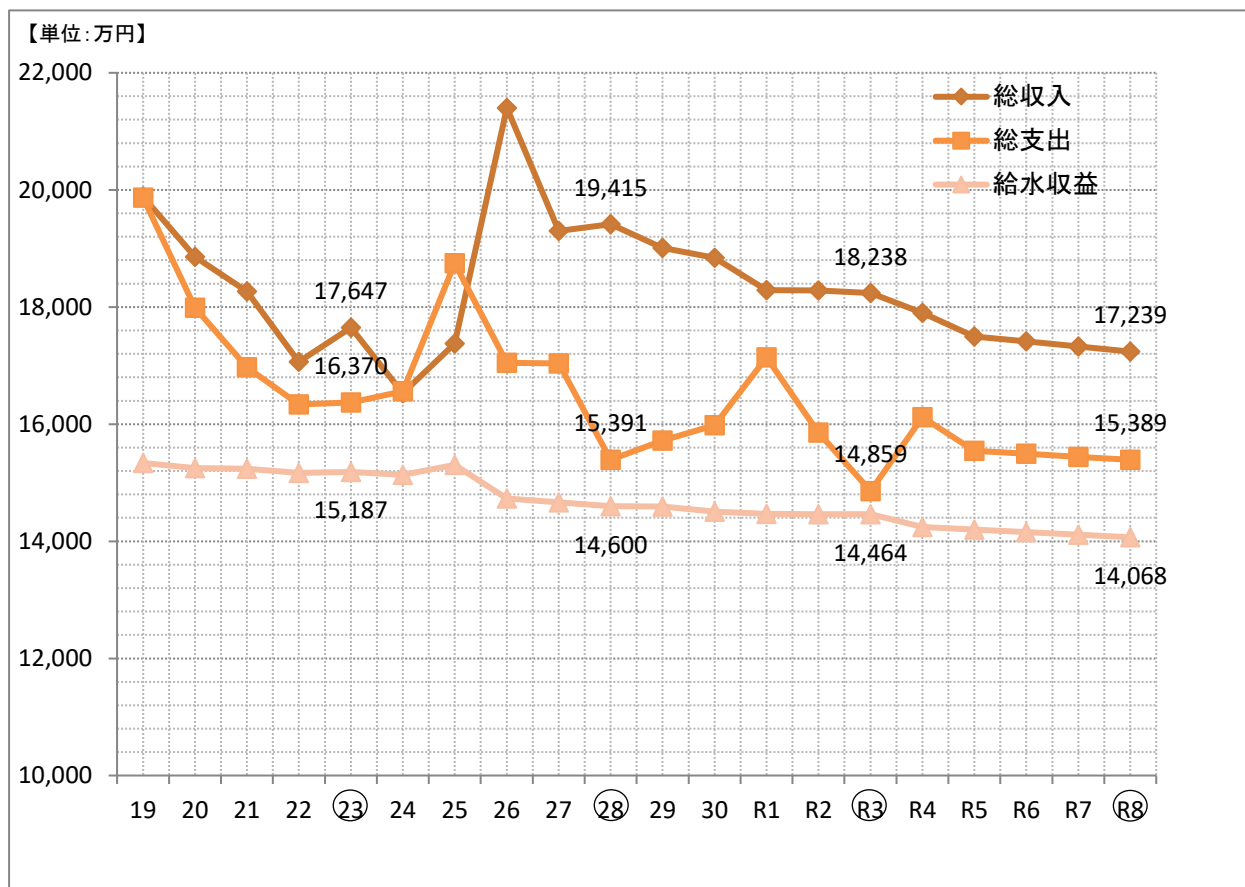
	昭和 43 年 以前			昭 和 44 年			昭 和 47 年					
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金			
	水量	金額	1m ³ 当り	水量	金額	1m ³ 当り	水量	金額	1m ³ 当り			
専用定額制	5人	700	1人毎70	5	700	1人毎70		—	—			
専用計量制	1世帯											
家事用	10	500	50	10	650	70	10	1,100	110			
工業用	20	1,300	60	10	750	80	10	1,250	125			
営業用	20	1,250	60	10	750	80	10	1,250	125			
浴場用	100	2,500			—	—		—	—			
官公庁用	20	1,100	60	10	1,700	80	20	2,850	140			
団体用	20	1,200	60	10	1,700	80	20	2,850	140			
臨時用	10	700	70	10	1,000	100	10	1,650	165			
	昭 和 51 年			平 成 元 年								
家事用	10	1,750	180	10	1,800	180						
営業用	10	2,000	200	10	2,060	200						
官公庁団体	20	4,500	250	20	4,630	250						
臨時用	10	5,000	350	10	5,150	360						
農事組合	年額3,000		180	年額3,090		180						
	平 成 6 年			平 成 9 年			平 成 14 年		平 成 19 年			
家事用	8	1,600	200	8	1,630	200	8	1,760	220	8	1,848	231
家事用以外	8	1,600		8	1,630		8	1,760		8	1,848	
9 ~ 20			200			200			220			231
	21 ~ 50		230			230			250			261
		51 ~		250			250			270		281
臨時用	10	5,800	400	10	5,910	400	10	6,380	440	10	6,699	462
農事組合	年額3,000		200	年額3,050		200	年額3,240		220	年額3,402		231
	平 成 26 年			令 和 元 年								
家事用	8	1,900	237	8	1,936	242						
家事用以外	8	1,900		8	1,936							
9 ~ 20			237			242						
	21 ~ 50		268			273						
		51 ~		289			294					
臨時用	10	6,890	475	10	7,018	484						
農事組合	年額3,499		237	年額3,564		242						

- S44 第1次拡張による経費増大のため
- S47 累積欠損金解消のため
- S51 料金制度変更のため
- H 1 消費税(3%)導入のため
- H 6 高料金対策交付金を継続受給するため
- H 9 消費税率改定(3→5%)のため
- H11 介護保険導入のため料金改定を見送る
- H14 水道料金審議会答申による改定
- H19 水道料金審議会答申による改定
- H24 水道料金審議会答申により料金改定無し
- H26 消費税率改定(5→8%)のため
- H29 水道料金審議会答申により料金改定無し
- R元 消費税率改定(8→10%)のため

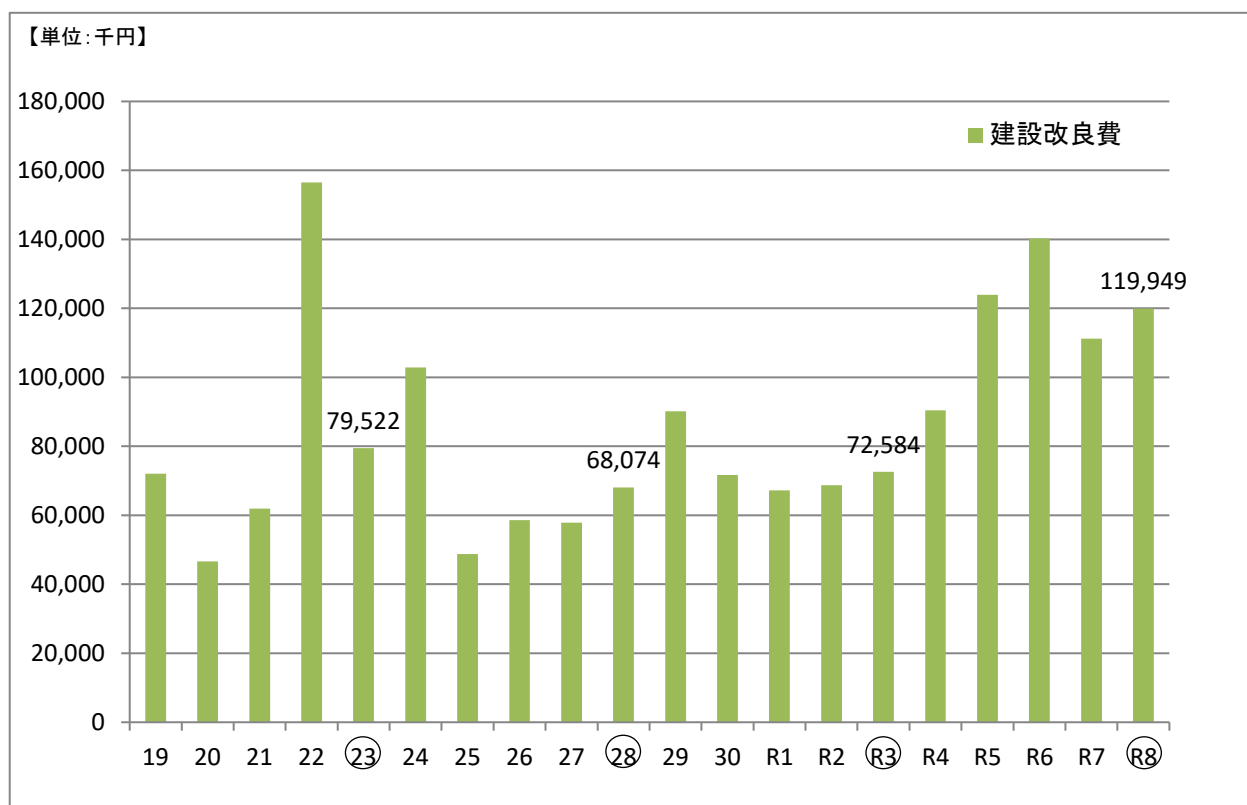
資料3. 業務の予定量の推移



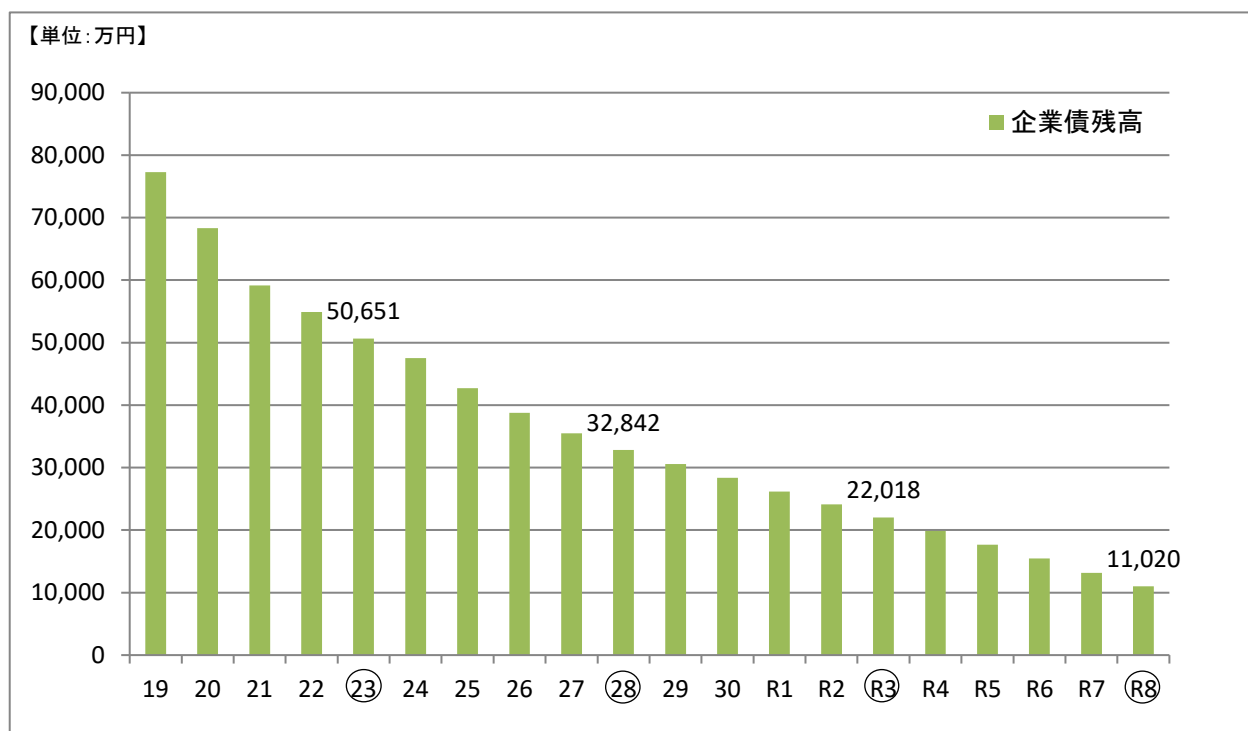
資料4. 収益的収支の推移



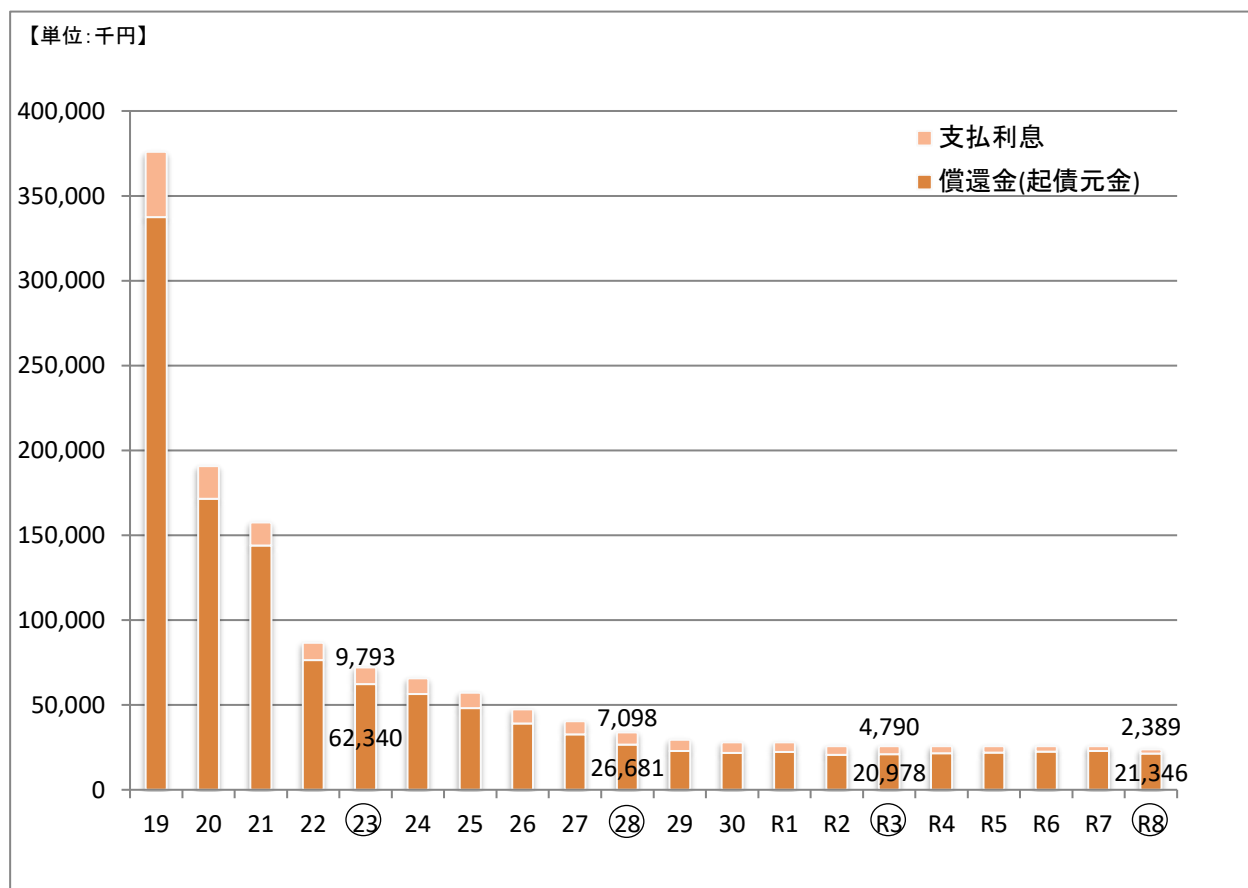
資料5. 建設改良費の推移



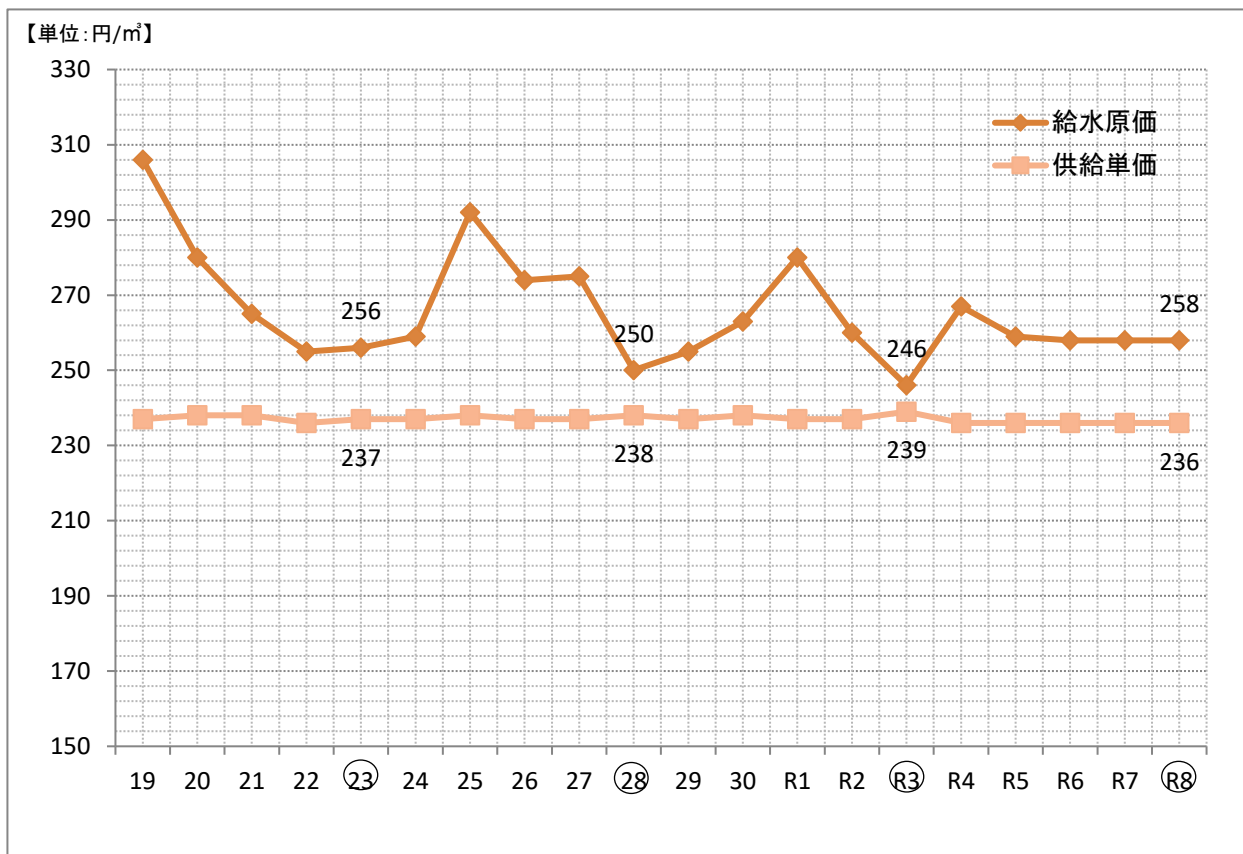
資料6. 企業債残高の推移



資料7. 企業債償還元金及び償還利息の推移



資料8. 給水原価と供給単価の推移



(単位：円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給水原価	263	280	260	246	267	259	258	258	258
供給単価	238	237	237	239	236	236	236	236	236
充足率	90%	85%	91%	97%	88%	91%	91%	91%	91%

用語の説明

- ・給水原価：有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているのかを表すもの。
- ・供給単価：有収水量1m³当たりについて、どれだけの収益を得ているのかを表すもの。

資料 9. 水道用語解説

簡易水道事業

計画給水人口が 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業。鷹栖町は昭和 41 年から昭和 53 年まで簡易水道事業で水道水を供給している。

上水道事業

計画給水人口が 5,000 人を超える水道によって水を供給する水道事業。鷹栖町は昭和 54 年から上水道事業で水道水を供給している。

取水施設

原水（河川水等）を取り入れるための施設。河川水を取り入れる施設としては、取水堰・取水門・取水塔、取水管渠などがある。

導水管

取水施設を経た水を浄水場まで導く管。

浄水場

浄水処理に必要な設備がある施設で、原水を飲用に適するように処理する施設。一般的に、凝集・沈殿・ろ過・消毒などの処理を行う。

送水管

浄水場から配水池へ浄水を送る管。石狩川浄水場から三角台配水池までは送水ポンプで送られている。

配水池

浄水を一時的に貯える池。配水池は高所に設置され自然流下方式で配水されるのが理想的である。現在、鷹栖町で配水されている区域は全て自然流下方式で配水されている。

配水管

浄水を各家庭に運ぶための管。道路下に網目状に配置することから、管網と呼ばれており、管網にすることで工事や事故時の断水の影響を小さく抑えることができる。鷹栖町で管理している配水管延長は約 150km になる。

収益的収支（収益的収入・支出）

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。収益的収入では長期前受金戻入、収益的支出では減価償却費等のように現金収入や現金支出が伴わないものも含まれる。

資本的収支（資本的収入・支出）

収益的収支に属さない収入・支出で全て現金の収支が伴うもの。主として建設改良や企業債に関する収支である。

給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益の内、最も重要な位置を占める収益になる。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

地方公営企業

地方公共団体が住民の福祉を増進するために経営する企業。地方公営企業法では水道事業、電気事業、ガス事業等の7事業を地方公営企業としている。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

給水区域

水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域。

有収率

有収水量を配水量で除したものを有収率という。配水池からの配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

有効率

有効水量を配水量で除したものを有効率という。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

有効水量

給水量の分析を行うとき、有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区別される。使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量や事業で使用された水量となる。

無効水量

使用上無効と見られる水量で、配水本管、メーターより上部での給水管からの漏水量などにより無効となった水量及び不明水量のこと。

有収水量

メーターで計量し、料金徴収の対象となった水量。

無収水量

配水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量で、工事や水質維持等で使用し、料金収入が無い水量のこと。

営業収益

収益勘定の一つ。主たる営業活動として行うサービスの提供の対価としての収入で収益の中心的なものである。給水収益、受託工事収益等がある。

営業外収益

収益勘定の一つ。主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入。補助金や雑収入等がある。

営業費用

費用勘定の一つ。主たる事業活動に伴って生じる費用。原水浄水費、配水給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費がある。

営業外費用

費用勘定の一つ。金融財務活動に要する費用及び主たる事業活動以外の活動によって生じる費用。支払利息や雑支出等がこれにあたる。

原水浄水費

ダム、取水施設、浄水施設の維持管理費用や原水を飲み水にするために係る費用。

配水給水費

配水管の維持管理費用やメーター検針等に係る費用。

総係費

事業活動一般に係る事業管理費。人件費や電気料等。

減価償却費

固定資産（水道管等）の減価を費用として、各年度に計画的に負担させる会計上の処理を減価償却といい、費用の項目に計上するが、実際の支払行為は発生せず、内部留保資金として貯えられ、老朽化した資産の更新費用等に使用する。

資産減耗費

固定資産（水道管等）が布設替工事等により滅失し、資産としての機能がなくなった時に、まだ減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上する。

建設改良費

資本的支出として計上され、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で施設建設整備のための費用。

損益勘定留保資金

減価償却費や資産減耗費は過去に支出した建設費を毎年度費用化したもので、その年度に現金の支出はありません。したがって、その金額分は現金として企業内に留保されることになり、これを損益勘定留保資金（内部留保資金）という。

一般会計基準内繰入金

地方公営企業繰出金のことで、一定のルールに沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税措置されるもの。消火栓の設置、水道水源施設の建設等の費用がこれにあたる。

